

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般社団法人 全国精神障害者福祉事業者協会

会 長 木ノ下 高雄



一般社団法人 全国精神障害者福祉事業者協会(NAWM)の概要

1. 設立年月日:令和4(2022年)年10月21日

2. 活動目的及び主な活動内容:

当会は、これまで精神障がい者を支援する全国の社会福祉事業者及び関係団体との連携協力を深めながら精神障がい者の社会福祉の増進を図ることを目的に活動しており、同様に活動していた全国組織の2団体が2022年10月8日に組織統合し、同年10月21日に設立された団体である。

全国組織としては、①精神障がい当事者を主軸に据えた政策の提言、②障がい当事者支援の質の向上や地域生活支援の充実に向けた取組、③地域で暮らす生活者としての権利の確立などを目標に掲げつつ現在まで活動を行っている。

【主な活動内容】

- ・ 全国研修会及びブロック研修会の開催
- ・ 会員に向けた精神保健医療福祉に係る制度・政策等の情報提供
- ・ 災害被災地の会員事業所等への支援
- ・ 精神保健福祉事業団体連絡会との連携(定例会議、合同研修会、合同調査研究など)

3. 会員事業所数 423事業所(3道府県組織を含む)2026年4月現在

4. 団体代表 会長 木ノ下 高雄

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1. 予算増が続く障害福祉サービス等事業を持続可能な制度にする課題及び対処方策について【視点1】

- ・ 就労継続支援B型事業所は、その人なりの働き方を保障する場であるとともに地域生活支援の場でもある。特に精神障害者の地域生活支援には欠かせない機能があり、生産活動に比重を置いた現行の評価制度に支援の質を盛り込むべき。
- ・ 障害福祉サービス事業の拡大は、地方都市や過疎地域においては「雇用の維持」「所得の創出」など、住民生活と雇用を守り地域経済を循環させるための貴重なセーフティーネットの側面があるが、設置を進める上で都市部の整備とは分けて考えるべき。
- ・ 法人の種別に関係なく、すべての事業所の経営実態を可視化、透明化して適切な仕組みになるような制度の見直しが必要である。
- ・ 障害福祉サービス等に係る予算が新体系移行時から4倍に増加しているとのことだが、事業所の設置基準や運営のチェック体制、障害者数の増加、社会保障に係る国際的な予算比較など、多角的な視点で検討することが必要である。

2. 人材の確保・育成・専門性の向上及び業務の負担軽減・効率化に向けた課題及び対処方策について【視点2】

- ・ デジタル化(DX)の推進により業務の効率化を図り、記録業務や請求事務を効率的に行うことにより、職員の直接的な支援業務の時間を増やして支援の質を高めることが可能になる。
- ・ 相談支援事業所を安定的に運営するための相談支援専門員の確保が難しい事業所が増えており、待遇の改善や業務の効率化を図るための抜本的な見直しが必要である。
- ・ 現行制度の報酬や研修教育の考え方には、精神保健福祉士や社会福祉士などの有資格者を評価する基準がないため、結果として福祉分野で働く者が減少しており、事業所での専門職の確保が難しくなっている。

3. 令和6年度及び令和8年度報酬改定後の経営面の状況、賃上げや物価高等への対応状況について【視点3】

- ・ 就労継続支援B型事業所などの見直しにおいては、単純に「収支差率」のみで評価すべきではなく、人材確保の困難な事情や質を担保する障害福祉サービス等収入と人件費支出とを比較した「人件費率」や物価上昇分を含めた評価をすべき。
- ・ 多くの相談支援事業所では職員の処遇改善助成も少なく、「計画相談支援」の報酬が提供しているサービスに見合っていないことから人材確保が難しく経営が不安定な事業所もあり、地域によっては事業所の閉鎖や撤退が散見される。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

4. 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの提供体制を確保するための課題及び対処方策について【視点4】

- ・ 地方や都市間の地域格差と偏在が課題としてあげられる。中山間地域や人口減少地域では、福祉サービスの事業所の維持が困難となっており、利用者の選択肢が著しく制限される事態が起きている。
- ・ 専門人材の不足と支援の質に偏りが生じている。待遇面や労働環境の問題から、福祉人材の確保や定着が極めて困難な状況が続いている。
- ・ 民間参入により就労継続支援B型事業所が急増しており、一部の自治体では総量規制が行われるなど、支援の質を含めて地域における福祉サービスの提供体制の歪みが生じている。
- ・ 利用者の個別ニーズに応じて適切な事業所につなぐための相談支援専門員が決定的に不足している。

5. 多様な主体の参入に伴う支援やサービスの質のバラつきについての課題及び対処策等について【視点5】

- ・ 適切な福祉サービスを実施するための専門的人材の不足と専門職の事業所の定着率が低いため支援の質を維持することが難しくなっている。
- ・ 営利目的の新規参入が増えて、福祉の本質的な理解に差が生じるなど、経営理念や倫理観の格差が生じていることから、本来的な障害福祉サービスの質が担保できるような仕組みに改めるべき。
- ・ 個々の経験に頼る「属人化」が起き、標準化された支援プロセスが欠如した結果、支援の質が安定しない状況が生じていることから、質的な転換が生じる見直しを図るべき。

6. 重度化・高齢化への地域生活支援の対応、他制度との連携強化等の課題や対応方策について【視点6】

- ・ 住み慣れた地域での尊厳ある自立生活が継続するため、多角的な連携による支え合う地域共生社会構築が中核となるが、国が打ち出している地域生活拠点事業等の機能強化や拠点センターの設置を進めてはどうか。
- ・ 2040年を見据えた人口減少社会に向けて、高齢・障害・児童の各福祉分野での横断的連携が可能となる支援体制整備を進めていくことが重要で、そのためにも障害福祉サービス事業所の質的な強化が望まれる。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

1. 予算増が続く障害福祉サービス等事業を持続可能な制度にする課題及び対処方策について【視点1】

- ・ 精神科病院からの地域移行が進む中、精神障害者特有の不安定さや対人不安を抱える人々が地域で孤立せず、その人なりに働き暮らす場として就労継続支援B型事業所は重要な役割を果たしている。利用者の支援ニーズに応じた支援を実施するためには一定の専門性は不可欠で、現行制度では工賃水準を含めた生産活動を重視する評価の仕組みとなっているため、生活支援を含めた丁寧な支援に対しては報酬に反映されない構造的な矛盾が生じていることから、働き暮らす地域生活支援に対する評価を行うことで事業を安定させ、一方では医療費や再入院コストを抑える結果ともなる。
- ・ 障害福祉サービス事業の拡大は、見方を変えたと地方都市や過疎地域においては「雇用の維持」「所得の創出」「現役世代の離職防止」を担う、住民生活と雇用を守り地域経済を循環させるための貴重なセーフティーネットの側面があるが、都市部の整備については適正な基準に基づいて計画的に進めるべき。現状では社会資源としての整備が飽和状態の地域もあることから、国が一定のガイドラインを設定して適正化を図る必要がある。
- ・ 適正に事業を実施するため、法人種別にかかわらず、すべての事業所の経営実態を可視化、透明化して適切な仕組みになるような制度に見直すべきである。同様の公的資金で運営していることから、社会福祉法人に義務づけられている情報公開(事業報告及び決算書、構成役員、役員会の開催内容など)をホームページ上で義務づけ、非公開の事業所は減算措置をするなど情報開示の仕組みを改めるべきである。
- ・ 障害福祉サービス等に係る予算が新体系移行時から4倍に増加しているとのことだが、事業所の設置基準や運営のチェック体制、障害者数の増加、社会保障に係る国際的な予算比較など、多角的な視点で検討することが必要である。障害者自立支援法が施行された2006年から直近の2024年の18年間の障害者数を見ると、身体障害者が約351万人から436万人、精神障害者が約258万人から約615万人、知的障害者が約45万人から約126万人と増加(いずれも内閣府・厚生労働省統計資料)している。他方、国の障害福祉等に係る公的支出の対GDP比は2000年以降もOECD加盟国37カ国中日本は29位で低い水準にある。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

2. 人材の確保・育成・専門性の向上及び業務の負担軽減・効率化に向けた課題及び対処方策について【視点2】

- ・ デジタル化(DX)の推進により業務の効率化を図る。具体的にはICT機器の導入により、記録業務や請求事務を自動化して直接的な支援業務の時間を増やすことが可能となる。これを実施するにあたっては、財政力の弱い小規模事業所への支援策は欠かせない。また、科学的なデータを収集して効果的な支援の実証化を進める必要がある。精神障害者の支援では、本人の状態の変化や支援者の適切な働きかけが周囲に見えにくい傾向があるが、デジタル化により、これまで言語化しにくかった「伴走型の支援」の成果をデータとして証明し、支援の価値を明らかにすることが可能となる。
- ・ 相談支援事業所を安定的に運営するための相談支援専門員の確保が難しい事業所が増えており、待遇の改善や業務の効率化を図るための抜本的な見直しが必要である。多くの相談支援事業所の現状は人員不足と低賃金の問題があり、国家資格を取得した専門職の賃金は他産業と比較して低い水準となっており、医療機関とも格差があつて、有効求人倍率も高止まりしており、慢性的な人材不足に陥っている現状がある。
- ・ 現行制度の報酬や研修教育の考え方には、精神保健福祉士や社会福祉士などの有資格者を評価する基準がないため、結果として福祉分野で働く者が減少しており、事業所での専門職の確保が難しくなっている。現行の障害福祉サービスの制度では、これらの有資格者の制度的位置づけなどが明確になっていないため、福祉系の大学を目指して福祉分野で働こうとする者が減少する要因の一つとなっている。とりわけ専門職が必置の相談支援事業所は、市町村の裁量による事業であることから、事業所の経営基盤も不安定となっているところが多くみられ、障害者総合支援法に位置づけられた事業ゆえに、社会福祉法に位置づけて法的に明確化し、処遇改善助成等の格差も是正するなど安定的な事業が可能となるよう見直すべきである。

3. 令和6年度及び令和8年度報酬改定後の経営面の状況、賃上げや物価高等への対応状況について【視点3】

- ・ 就労継続支援B型事業所などの見直しにおいては、単純に「収支差率」のみで評価すべきではなく、人材確保の困難な事情や質を担保する障害福祉サービス等収入と人件費支出とを比較した「人件費率」や物価上昇分を含めて評価すべき。障害福祉サービスの質を担保するのはマンパワーであり、このことに着目して事業所を評価すべきである。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

- ・ 多くの相談支援事業所では職員の処遇改善助成も少なく、「計画相談支援」の報酬が提供しているサービスに見合っていないことから人材確保が難しく経営が不安定な事業所もあり、地域によっては事業所の閉鎖や撤退が生じている。障害福祉サービスの総費用に占める「計画相談支援」の割合は538億円で構成比で1.3%に過ぎない。近年の物価高騰や他産業での賃上げが進む中で、予算規模と実務、その役割からみても極めて過小評価された事業費と言わざるを得ない。結果として既述の内容となっている。

4. 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの提供体制を確保するための課題及び対処方策について【視点4】

- ・ 地方や都市間の地域格差と偏在が課題としてあげられる。中山間地域や人口減少地域では、福祉サービスの事業所の維持が困難となっており、利用者の選択肢が著しく制限される事態が起きている。さらに利用者の高齢化や重度化に伴い生活介護においては利用的配慮や身体介護の負担も増加、就労継続支援B型事業所においても多様な支援ニーズの対応が求められ、地域で安定したサービス提供体制を維持するためには、過疎地域への事業の在り方として職員の配置基準の弾力化なども必要と考える。
- ・ 地域によっては専門人材の不足と支援の質に偏りが生じている。待遇面や労働環境の問題から、福祉人材の確保や定着が極めて困難な状況がみられる。この課題解決としては、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉といった分野の垣根を越えた「事業者や人員が連携・協力できる仕組み作り」としてその地域に合った「福祉特区構想」を推進することが必要である。
- ・ 民間参入により就労継続支援B型事業所が急増しており、一部の自治体では総量規制が行われるなど、支援の質を含めて地域における福祉サービスの提供体制の歪みが生じている。「1の2項」と重複するが、利用者本位の福祉サービスの在り方を推進するためにはサービスの質の担保が必須となることから、国の積極的な関与が不可欠である。
- ・ 利用者の個別ニーズに応じて適切な事業所につなぐための相談支援専門員が決定的に不足している。「2の2項」とおり、圧倒的に不足している人材を確保するためには、人材を呼び込める人件費の予算が必要であることから、計画相談支援の基本報酬の抜本的な底上げが必要である。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

5. 多様な主体の参入に伴う支援やサービスの質のバラつきについての課題及び対処策等について【視点5】

- ・ 適切な福祉サービスを実施するための専門的人材の不足と専門職の事業所の定着率が低いため支援の質を維持することが難しくなっていることについては、営利目的の新規参入が増え、経営理念や倫理観格差が生じ、福祉の本質的な理解に差が生じてきている結果と考える。
- ・ 営利目的の新規参入が増えて、福祉の本質的な理解に差が生じるなど、経営理念や倫理観の格差が生じており、個々の経験に頼る「属人化」が起き、支援の質が安定しない状況があるため本来的な障害福祉サービスの質が担保できるような仕組みに改めるべきである。
- ・ 個々の経験に頼る「属人化」が起き、標準化された支援プロセスが欠如した結果、支援の質が安定しない状況が生じていることから、質的な転換が生じる見直しを図るべき。具体的には、支援手順の標準化と最低基準を設けて基準を遵守する。また、不正請求や虐待を防止するため、内部通報制度や監査体制のさらなる強化を図ることが必要である。

6. 重度化・高齢化への地域生活支援の対応、他制度との連携強化等の課題や対応方策について【視点6】

- ・ 住み慣れた地域での尊厳ある自立生活が継続するため、多角的な連携による支え合う地域共生社会構築が中核となるが、国が打ち出している地域生活拠点事業等の機能強化や拠点センターの設置を進めること。地域生活支援拠点事業の多くは基幹相談支援事業等との兼務が多いと思われるが、地域の共生社会構築の中核とするためには、登録事業所の単価の引き上げや単独の「拠点センター」を設置して専従職員が配置できる事業として制度設計の見直しをする必要があるのではないかな。
- ・ 2040年を見据えた人口減少社会に向けて、高齢・障害・児童の各福祉分野での横断的連携が可能となる支援体制整備を進めていくことが重要で、そのためにも障害福祉サービス事業所の質的な強化が望まれる。このことも、前述の地域生活支援拠点事業を強化しながら、地域の役割を明確にして広く横断的な連携・協働を進めていくことが実現可能性としては有効であると考え。